

市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更

昭和22年10月～昭和25年9月

北海道

- 昭和23年 1月 1日 留萌支庁小平藪村を小平村とする。
 " 4. 1. 胆振支庁苦小牧町を苦小牧市とする。
 " " " 十勝支庁幕別町と更別村との間に境界変更あり。
 " " " 網走支庁佐呂間村の一部をもつて新たに若佐村を設置。
 " 7. 1. 空知支庁滝川町と新十津川村との間に境界変更あり。
 " 10. 1. 網走支庁雄武村を雄武町とする。
 " " " 留萌支庁苦前村を苦前町とする。
 " " 20. 鉄路国支庁足寄村及び陸別村を十勝支庁に編入。
 " " " 留萌支庁豊富村を宗谷支庁に編入。
 24. 1. 1. 空知支庁砂川町及び歌志内町の一部をもつて新たに上砂川町を設置。
 " 4. 1. 留萌支庁遠別村を遠別町とする。
 " " " 宗谷支庁稚内町を稚内市とする。
 " " " 空知支庁角田村を栗山町とする。
 " " " 函館市と渡島支庁亀田村との間に境界変更あり。
 " " " 空知支庁栗沢村を栗沢町とする。
 " 7. 1. 空知支庁栗山町と長沼村との間に境界変更あり。
 " 8. 1. 網走支庁置戸村と留辺蘂町との間に境界変更あり。
 " " " 十勝支庁陸別村を陸別町とする。
 " " 17. 十勝支庁芽室町と御影村との間に境界変更あり。
 " " 20. 十勝支庁大樹村の一部をもつて新たに忠類村を設置。
 " " " 上川支庁上土別村の一部をもつて新たに朝日村を設置。
 " 10. 10. 鉄路国支庁鳥取町を廃し、その区域を鉄路市に編入。
 " " " 鉄路市と鉄路国支庁白糠村との間に境界変更あり。
 " " " 留萌支庁幌延村と宗谷支庁豊富村との間に境界変更あり。
 " 11. 1. 宗谷支庁沓形村と中頓別村との間に境界変更あり。
 " " " 上川支庁下川村を下川町とする。
 25. 1. 1. 網走支庁置戸村を置戸町とする。
 " " " 根室支庁中標津村を中標津町とする。
 " 4. 1. 空知支庁美唄町を美唄市とする。

市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更(続き)

昭和22年10月～昭和25年9月

- 昭和25年 4月 1日 十勝支庁西足寄村を西足寄町とする。
 " " " 石狩支庁札幌村の一部を札幌市に編入。
 " 7. 1. 石狩支庁白石村を廃し、その区域を札幌市に編入。
 " 9. 1. 後志支庁狩太村を狩太町とする。
 " " " 空知支庁奈井江村を奈井江町とする。
 " " " 胆振支庁徳舞磐村を大瀧村とする。

 青森県
 昭和23年 2月 11日 上北郡三沢村並びに六戸村、下田村の各一部を廃し、その区域をもつて大三沢町を設置。
 " 8. 23. 上北郡七戸町と浦野館村との間に境界変更あり。
 24. 4. 1. 南津軽郡中郷村の一部を黒石町に編入。
 " " " 三戸郡田部村の一部を北川村に編入。
 " 10. 1. 中津軽郡船沢村と高杉村との間に境界変更あり。

 岩手県
 昭和23年 1月 1日 西磐井郡山目村を山目町とする。
 " 4. 1. 西磐井郡一関町、山目町、中里村、真瀧村を廃し、その区域をもつて一関市を設置。
 " 7. 1. 九戸郡葛巻町及び江刈村を岩手郡に編入。
 24. 4. 1. 和賀郡立花村の一部を黒沢尻町に編入。
 " " " 胆沢郡水沢町と佐倉河村との間に境界変更あり。
 " " " 和賀郡江釣子村及び塙間村の各一部を飯豊村に編入。
 " " " 和賀郡飯豊村の一部を胆沢郡小山村に編入。
 " " " 胆沢郡小山村の一部を真城村に編入。
 " 10. 1. 一関市と西磐井郡平泉村との間に境界変更あり。

 宮城县
 昭和23年 5月 3日 柴田郡川崎村を川崎町とする。
 " 7. 6. 名取郡岩沼町と千貫村との間に境界変更あり。
 " " " 遠田郡中塙村と富永村との間に境界変更あり。
 " " " 登米郡佐沼町と北方村との間に境界変更あり。
 " " " 志田郡鹿島台村の一部を松山町に編入。
 " 12. 1. 遠田郡涌谷町及び元涌谷村を廃し、その区域をもつて新たに涌谷町を設置。
 " " 13. 亘理郡荒浜町の一部を逢隈村に編入。

市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更(続き)

昭和22年10月～昭和25年9月

- 昭和24年 4月 1日 牡鹿郡蛇田村の一部を石巻市に編入。
 " 5. 19. 登米郡石越村と栗原郡若柳町との間に境界変更あり。
 " " " 遠田郡南郷村と志田郡松山町との間に境界変更あり。
 " " " 志田郡鹿島台村と遠田郡南郷村との間に境界変更あり。
 " " " 志田郡鹿島台村の一部を松山町に編入。
 " 9. 11. 玉造郡西大崎村と志田郡志田村との間に境界変更あり。
 " 12. 1. 宮城郡多賀城村の一部を塩釜市に編入。
 25. 4. 1. 宮城郡浦戸村を廃し、その区域を塩釜市に編入。
 " " " 遠田郡不動堂村を不動堂町とする。
 " " " 登米郡豊里村を豊里町とする。
 " " " 亘理郡荒浜町と逢隈村との間に境界変更あり。
 " " " 志田郡敷玉村と下伊場野村との間に境界変更あり。
 " " " 登米郡南方村と米山村との間に境界変更あり。
 " " " 加美郡小野田町と賀美石村との間に境界変更あり。

秋 田 県

- 昭和23年 4月 1日 由利郡大正寺村を河辺郡に編入。
 " 6. 1. 北秋田郡真中村と二井田村との間に境界変更あり。
 24. 8. 1. 山本郡塙川村の一部を能代市に編入。
 25. 4. 1. 山本郡二ツ井町と荷上場村との間に境界変更あり。
 " " " 由利郡下郷村と玉米村との間に境界変更あり。
 " 7. 1. 河辺郡和田町の一部をもつて新たに豊島村を設置。
 " " " 南秋田郡昭和町の一部をもつて新たに豊川村を設置。
 " 10. 1. 南秋田郡昭和町の一部をもつて新たに飯田川町を設置。

山 形 県

- 昭和23年 4月 1日 東置賜郡伊佐沢村を西置賜郡に編入。
 " 12. 1. 最上郡稻舟村を新庄町に編入。
 24. 1. 1. 北村上郡田麦野村の一部を山口村に編入。
 " 4. 1. 最上郡新庄町を新庄市とする。
 " 5. 1. 東置賜郡犬川村の一部を西置賜郡添川村に編入。

市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更(続き)

昭和22年10月～昭和25年9月

- 昭和24年 7月 1日 東村上郡長崎町と寺津村との間に境界変更あり。
 " 8. 1. 西置賜郡荒砥町と鮎貝村との間に境界変更あり。
 " 9. 1. 東田川郡藤島町と東栄村との間に境界変更あり。
 " " " 鮑海郡西荒瀬村の一部を酒田市に編入。
 " 12. 1. 東置賜郡沖郷村の一部を糠野目村に編入。
 25. 4. 1. 鮑海郡飛島村を廃し、その区域を酒田市に編入。
 " " " 最上郡真室川村を真室川町とする。
 " 8. 1. 北村山郡東根町と長瀬村との間に境界変更あり。
 " 10. 1. 南村山郡滝山村と東沢村との間に境界変更あり。
 " " " 最上郡真室川町と豊里村との間に境界変更あり。

福 島 県

- 昭和23年 7月 15日 安達郡太田村の一部を木幡村に編入。
 " 11. 3. 東白川郡常豊村を塙町とする。
 24. 1. 1. 大沼郡西山村の一部を河沼郡柳津町に編入。
 " " " 大沼郡西山村の一部を新鶴村に編入。
 " 4. 1. 西白河郡白河町及び大沼村を廃し、その区域をもつて新たに白河市を設置。
 " " " 岩瀬郡大屋村の一部をもつて新たに大里村を設置。
 25. 4. 1. 伊達郡伏黒村の一部を保原町に編入。
 " " " 石城郡飯野村を廃し、その区域を平市に編入。
 " " " 伊達郡梁川町と栗野村及び大枝村との間に境界変更あり。
 " " " 耶麻郡山都村、小川村及び小幡村を廃し、その区域をもつて新たに山都町を設置。
 " 5. 15. 石城郡神谷村を廃し、その区域を平市に編入。
 " 6. 1. 双葉郡上岡村を双葉町とする。
 " 8. 1. 北会津郡川南村と大沼郡本郷町との間に境界変更あり。

茨 城 県

- 昭和23年 4月 2日 筑波郡十和村と福岡村との間に境界変更あり。
 " 9. 1. 稲敷郡朝日村の一部を土浦市に編入。
 " " " 新治郡都和村を廃し、その区域を土浦市に編入。
 24. 2. 7. 真壁郡伊讃村と大田村との間に境界変更あり。

市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更(続き)

昭和22年10月～昭和25年9月

昭和24年	8月	1日	稻敷郡瑞穂村の一部を源清田村に編入。
"	"	"	多賀郡関本村の一部を大津町に編入。
"	9.	1.	久慈郡佐都村と機初村との間に境界変更あり。
"	"	"	新治郡高浜町と三村との間に境界変更あり。
"	"	"	東茨城郡下中妻村と西茨城郡大原村との間に境界変更あり。
"	11.	3.	東茨城郡吉田村の一部を水戸市に編入。
25.	4.	1.	筑波郡高道祖村と作岡村との間に境界変更あり。
"	"	"	猿島郡幸島村と結城郡江川村及び名崎村との間に境界変更あり。
"	"	"	北相馬郡取手町と六郷村との間に境界変更あり。
"	8.	1.	猿島郡古河町を古河市とする。
"	"	"	那珂郡勝田町の一部を那珂湊町に編入。

栃木県

昭和23年	4月	1日	安蘇郡赤見村を赤見町とする。
"	10.	10.	上都賀郡鹿沼町を鹿沼市とする。
24.	4.	1.	河内郡豊里村の一部を宇都宮市に編入。
"	"	"	河内郡横川村の一部を宇都宮市に編入。
"	"	"	河内郡瑞穂野村の一部を芳賀郡清原村に編入。
"	"	"	河内郡姿川村の一部を雀宮村に編入。
"	"	"	河内郡城山村の一部を上都賀郡菊沢村に編入。
"	"	"	芳賀郡物部村と久下田町との間に境界変更あり。
"	7.	1.	那須郡七合村の一部を鳥山町に編入。
"	9.	10.	那須郡向田村の一部を境村に編入。
"	12.	1.	河内郡網島村の一部を塙谷郡氏家町に編入。
25.	5.	22.	下都賀郡姿村の一部を河内郡雀宮村に編入。

群馬県

昭和22年	10月	10日	利根郡水上村を水上町とする。
23.	4.	1.	勢多郡敷島村の一部を利根郡久呂保村に編入。
"	"	"	邑楽郡長柄村と中野村との間に境界変更あり。
"	"	"	邑楽郡長柄村と多々良村との間に境界変更あり。

市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更(続き)

昭和22年10月～昭和25年9月

昭和23年	4月	1日	佐波郡剛志村の一部を島村に編入。
"	"	"	佐波郡豊受村の一部を島村に編入。
"	"	"	邑樂郡多々良村と渡瀬村との間に境界変更あり。
"	5.	3.	新田郡太田町を太田市とする。
"	7.	1.	邑樂郡西谷田村と大島村との間に境界変更あり。
24.	10.	1.	群馬郡の一部をもつて、新たに北群馬郡を設置。
25.	4.	1.	北甘樂郡を甘樂郡とする。

埼玉県

昭和23年	4月	1日	北足立郡志紀町を廃し、その区域をもつて新たに志木町、内間木村、宗岡村、水谷村を設置。
"	"	"	秩父郡矢納村を児玉郡に編入。
24.	5.	3.	北埼玉郡忍町を行田市とする。
"	8.	20.	北足立郡戸田町の一部を蕨町に編入。
"	10.	1.	北葛飾郡栗橋町を廃し、その区域をもつて新たに栗橋町、静村、豊田村を設置。
"	11.	10.	南埼玉郡蓮田町と平野村との間に境界変更あり。
"	"	"	熊谷市と大里郡幡羅村及び三尻村との間に境界変更あり。
"	"	"	北葛飾郡早稲田村と東和村との間に境界変更あり。
"	"	"	北葛飾郡早稲田村と彦成村との間に境界変更あり。
"	"	"	北葛飾郡早稲田村と三輪野江村との間に境界変更あり。
"	12.	1.	児玉郡若泉村を廃し、その区域をもつて新たに渡瀬村及び阿久原村を設置。
25.	4.	1.	北足立郡戸田町の一部を東京都板橋区に編入。
"	"	"	秩父郡秩父町を秩父市とする。
"	"	"	行田市と北埼玉郡北河原村との間に境界変更あり。
"	"	"	南埼玉郡荻島村と新和村との間に境界変更あり。
"	"	"	南埼玉郡大相模村の一部を川柳村に編入。
"	6.	1.	大里郡小原村と本島村との間に境界変更あり。
"	"	"	入間郡水富村の一部を飯能町に編入。
"	"	"	大里郡吉岡村と市田村との間に境界変更あり。

千葉県

昭和23年 11月 3日 香取郡飯高村、吉田村、日吉村及び豊和村を匝瑳郡に編入。

市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更(続き)

昭和22年10月～昭和25年9月

- 昭和24年 11月 3日 東葛飾郡大柏村を廃し、その区域を市川市に編入。
 25. 5. 3. 東葛飾郡野田町、梅郷村、旭村及び七福村を廃し、その区域をもつて野田市を設置。

東京都

- 昭和22年 11月 3日 北多摩郡武蔵野町を武蔵野市とする。
 23. 6. 1. 北多摩郡谷保村及び砂川村の各一部を立川市に編入。
 24. 9. 1. 北多摩郡多摩村の一部を南多摩郡稻城村に編入。
 25. 4. 1. 埼玉県北足立郡戸田町の一部を板橋区に編入。

神奈川県

- 昭和23年 1月 1日 鎌倉郡深沢村を廃し、その区域を鎌倉市に編入。
 " 4. 1. 足柄下郡下府中村を廃し、その区域を小田原市に編入。
 " " " 足柄下郡田島村を廃し、その区域を国府津町に編入。
 " 5. 15. 横浜市磯子区の一部をもつて新たに金沢区を設置。
 " 6. 1. 鎌倉郡大船町を廃し、その区域を鎌倉市に編入。
 " 7. 28. 足柄上郡吉田島村と酒田村との間に境界変更あり。
 " 9. 1. 高座郡相模原町の一部をもつて新たに座間町を設置。
 25. 7. 1. 横須賀市の一部をもつて新たに三浦郡逗子町を設置。

新潟県

- 昭和22年 11月 12日 三島郡片貝村を片貝町とする。
 23. 4. 1. 三島郡深才村の一部を長岡市に編入。
 " 5. 3. 古志郡上組村を宮内町とする。
 " 7. 1. 中蒲原郡曾野木村の一部を西蒲原郡黒崎村に編入。
 " " " 古志郡山通村を廃し、その区域を長岡市及び古志郡宮内町に分割編入。
 " 8. 1. 佐渡郡西三川村の一部を羽茂村及び真野村に編入。
 " 11. 1. 刈羽郡西中通村の一部を柏崎市に編入。
 24. 4. 1. 西蒲原郡漆山村の一部を巻町に編入。
 " 7. 1. 刈羽郡武石村、中里村、横沢村及び七日町村を廃し、その区域をもつて小国村を設置。
 25. 4. 1. 南魚沼郡伊米ヶ崎村の一部を北魚沼郡小出町に編入。
 " " " 中頃城郡上米山村を廃し、その区域を柏崎市に編入。

市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更(続き)

昭和22年10月～昭和25年9月

- 昭和25年 8月 1日 岩船郡上海府村の一部を瀬波町に編入。
 " 9. 15. 中魚沼郡十日町と川治村との間に境界変更あり。

富山县

- 昭和23年 4月 1日 西礪波郡鶴栖村及び林村を東礪波郡に編入。
 24. 1. 1. 西礪波郡福田村を廃し、その区域を高岡市に編入。
 " 12. 1. 婦負郡寒江村の一部を八幡村に編入。

石川県

- 昭和22年 11月 3日 江添郡動橋村を動橋町とする。
 23. 2. 11. 河北郡宇ノ氣村を宇ノ氣町とする。
 " 4. 1. 羽咋郡鰐打村を鹿島郡に編入。
 " 5. 1. 珠洲郡木郎村を松波町とする。
 24. 6. 1. 河北郡川北村を廃し、その区域を金沢市に編入。
 " " " 能美郡白峯村、尾口村及び鳥越村を石川郡に編入。
 25. 4. 1. 河北郡高松町の一部をもつて新たに金津村を設置。

福井県

- 昭和23年 4月 1日 南条郡武生町及び神山村を廃し、その区域をもつて新たに武生市を設置。
 " 6. 1. 吉田郡西藤島村の一部を福井市に編入。
 " 9. 15. 足羽郡麻生津村の一部を今立郡神明町に編入。
 " 11. 3. 今立郡鯖江町、新鯖江村及び舟津村を廃し、その区域をもつて新たに鯖江町を設置。
 24. 4. 1. 足羽郡社村の一部を福井市に編入。
 25. 1. 1. 丹生郡吉野村を廃し、その区域を武生市に編入。
 " 7. 7. 今立郡国高村を廃し、その区域を武生市に編入。

山梨県

- 昭和22年 11月 23日 南都留郡福地村を富士上吉田町とする。
 23. 5. 3. 南都留郡明見村を明見町とする。
 24. 8. 1. 西八代郡大同村の一部を高田村に編入。
 " 12. 1. 中巨摩郡池田村及び西山梨郡住吉村の一部を廃し、その区域を甲府市に編入。
 25. 8. 1. 南都留郡禾生村の一部を谷村町に編入。
 " 9. 15. 北巨摩郡江草村の一部を小笠原村に編入。

市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更(続き)

昭和22年10月～昭和25年9月

長野県

- 昭和23年 3月 1日 増科郡埴生村を埴生町とする。
 " " " 更級郡信田村の一部を更府村に編入。
 " " " 諫訪郡永明村をちの町とする。
 " 5. 25. 上高井郡日野村と豊洲村との間に境界変更あり。
 " 6. 1. 西筑摩郡奈川村を南安曇郡に編入。
 " 7. 1. 下伊那郡農村を廃し、その区域をもつて新たに和合村及び亮木村を設置。
 " " 20. 上高井郡綿内村と井上村との間に境界変更あり。
 " 11. 3. 上伊那郡中箕輪村を中箕輪町とする。
 " " 28. 東筑摩郡洗馬村と朝日村との間に境界変更あり。
 " " " 上伊那郡伊那町と美篶村との間に境界変更あり。
 24. 4. 1. 上伊那郡南向村の一部を飯島村に編入。
 " 7. 18. 上伊那郡美篶村と手良村との間に境界変更あり。
 " 9. 1. 小県郡富士山村を廃し、その区域を東塩田村に編入。
 " " 25. 上高井郡日野村と豊洲村との間に境界変更あり。
 " 11. 3. 更級郡上山田村を上山田町とする。
 25. 7. 1. 更級郡東福寺村及び川柳村を廃し、その区域を篠ノ井町に編入。

岐阜県

- 昭和23年 4月 1日 加茂郡飯地村を恵那郡に編入。
 " 6. 1. 安八郡浅草村を廃し、その区域を大垣市に編入。
 " 10. 1. 安八郡川並村及び牧村の一部を廃し、その区域を大垣市に編入。
 " " " 本巣郡穂積村を穂積町とする。
 " 12. 10. 加茂郡田原村の一部を武儀郡関町に編入。
 24. 4. 1. 安八郡中川村を廃し、その区域を大垣市に編入。
 " " " 可児郡伏見村を伏見町とする。
 " 7. 1. 山県郡岩野田村を廃し、その区域を岐阜市に編入。
 " 10. 1. 加茂郡富岡村を廃し、その区域を武儀郡関町及び加茂郡富田村に分割編入。
 25. 4. 1. 武儀郡西武芸村及び北武芸村を山県郡に編入。
 " " " 安八郡北平野村を廃し、その区域を安八郡神戸町及び揖斐郡池田村に分割編入。

市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更(続き)

昭和22年10月～昭和25年9月

- 昭和25年 4月 1日 益田郡朝日村及び高根村を大野郡に編入。
 " 6. 1. 本東郡文殊村及び山添村を廃し、その区域をもつて新たに本塙村を設置。
 " " 10. 加茂郡湖南村の一部を恵那郡飯地村に編入。
 " " " 吉城郡船津町、阿曾布村及び袖川村を廃し、その区域をもつて新たに神岡町を設置。
 " 8. 1. 揖斐郡本郷村及び池田村を廃し、その区域をもつて新たに温知村を設置。
 " " " 羽島郡松枝村を廃し、その区域を笠松町に編入。
 " " 10. 山県郡保戸島村を廃し、その区域を武儀郡小金田村に編入。
 " " " 山県郡千疋村を廃し、その区域を武儀郡関町に編入。
 " " " 加茂郡坂祝村の一部を太田町に編入。
 " " 20. 稲葉郡方県村、黒野村、鶴村、茜部村、市橋村、本東郡七郷村及び西郷村を廃し、その区域を岐阜市に編入。

静岡県

- 昭和23年 1月 1日 志田郡島田町を島田市とする。
 " 4. 1. 富士郡吉原町を吉原市とする。
 " " " 磐田郡磐田町を磐田市とする。
 " " 8. 麻原郡袖師村を袖師町とする。
 " " 10. 麻原郡西奈村を廃し、その区域を静岡市に編入。
 " 9. 1. 周智郡久努西村を廃し、その区域を磐田郡袋井町に編入。
 " " " 浜名郡北浜村と引佐郡龜玉村との間に境界変更あり。
 24. 4. 1. 浜名郡可美村の一部を浜松市に編入。
 " 8. 1. 浜名郡入野村の一部を浜松市に編入。
 " 11. 1. 小笠郡曾我村と桜木村との間に境界変更あり。
 " " " 周智郡山梨町と磐田郡今井村との間に境界変更あり。
 " " " 浜名郡雄踏町と神久呂村との間に境界変更あり。
 25. 1. 1. 田方郡下大見村の一部を北狩野村に編入。
 " " " 小笠郡新野村と南山村との間に境界変更あり。
 " 7. 1. 引佐郡三ヶ日町と東浜名村との間に境界変更あり。
 " " " 棚原郡吉田村を吉田町とする。
 " 9. 1. 棚原郡金谷町と五和村との間に境界変更あり。
 " " " 小笠郡平田村と佐東村との間に境界変更あり。

市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更(続き)

昭和22年10月～昭和25年9月

昭和25年 9月 1日 小笠郡平田村と千浜村との間に境界変更あり。

愛知県

昭和23年 4月 1日 碧海郡新川町、大浜町、棚尾町及び旭村を廃し、その区域をもつて新たに碧南市を設置。
 " 6. 1. 知多郡東浦村を東浦町とする。
 " 8. 5. 東春日井郡旭村を旭町とする。
 " 11. 1. 東加茂郡下山村の一部を南設楽郡作手村に編入。
 24. 6. 1. 海部郡南陽村を南陽町とする。
 " 11. 15. 嶺豆郡福地村及び寺津町の各一部を平坂町に編入。
 25. 4. 1. 碧海郡刈谷町を刈谷市とする。

三重県

昭和23年 12月 25日 飯南郡松江村及び朝見村を廃し、その区域を松阪市に編入。
 24. 8. 1. 名賀郡名張町の一部をもつて新たに箕曲村を設置。
 25. 8. 1. 名賀郡井田村及び阿山郡府中村を廃し、その区域を上野市に編入。
 " 10. 1. 一志郡久居町の一部を津市に編入。

滋賀県

昭和23年 5月 10日 伊香郡木之本町の一部をもつて新たに伊香具村を設置。
 " 10. 10. 甲賀郡水口町の一部をもつて新たに柏木村を設置。
 25. 4. 1. 犬上郡日夏村を廃し、その区域を彦根市に編入。

京都府

昭和23年 4月 1日 葛野郡中川村及び小野郷村を廃し、その区域を京都市に編入。
 " " " 与謝郡野間村の一部を日ヶ谷村に編入。
 " " " 与謝郡野間村を竹野郡に編入。
 24. 4. 1. 愛宕郡雲ヶ畑村、岩倉村、八瀬村、大原村、静市野村、鞍馬村、花背村及び久多村を廃し、その区域を京都市に編入。
 " " " 天田郡西中筋村、下川口村、上豊富村を廃し、その区域を福知山市に編入。
 " 7. 1. 何鹿郡小畠村を廃し、その区域を以久田村に編入。
 " " " 何鹿郡以久田村を豊里村とする。
 " 10. 1. 乙訓郡海印寺村、新神足村及び乙訓村を廃し、その区域をもつて新たに長岡町を設置。

市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更(続き)

昭和22年10月～昭和25年9月

昭和25年 4月 1日 竹野郡木津村、浜詰村、郷村及び島津村を廃し、その区域を網野町に編入。
 " 8. 1. 何鹿郡綾部町、中筋村、山家村、吉美村、西八田村、東八田村及び口上林村を廃し、その区域をもつて新たに綾部市を設置。
 " 9. 1. 南桑田郡旭村と船井郡富本村との間に境界変更あり。

大阪府

昭和23年 1月 1日 三島郡阿武野村を廃し、その区域を高槻市に編入。
 " " " 三島郡茨木町、三島村、春日村及び玉櫛村を廃し、その区域をもつて新たに茨木市を設置。
 " " " 豊能郡箕面村を箕面町とする。
 " " " 中河内郡巽村を巽町とする。
 " 4. 1. 泉北郡山瀬村を廃し、その区域を岸和田市に編入。
 " " " 中河内郡八尾町、龍華町、久宝寺村、大正村及び西郷村を廃し、その区域をもつて新たに八尾市を設置。
 " " " 北河内郡庭窓村を庭窓町とする。
 " " " 泉南郡佐野町を泉佐野市とする。
 " 8. 1. 豊能郡止々呂美村及び萱野村を廃し、その区域を箕面町に編入。
 25. 4. 1. 南河内郡富田林町を富田林市とする。
 " " " 南河内郡野田村及び大草村を廃し、その区域をもつて新たに登美丘町を設置。
 " " " 中河内郡大戸村を石切町とする。
 " " " 三島郡味舌村を味舌町とする。
 " 8. 1. 中河内郡天美町の一部を矢田村に編入。

兵庫県

昭和22年 12月 25日 挿保郡御津村を御津町とする。
 23. 4. 1. 氷上郡柏原町の一部を生郷村に編入。
 " " " 揿保郡小宅村を廃し、その区域を龍野町に編入。
 " 10. 1. 加古郡加古新村を加古村とする。
 25. 4. 1. 武庫郡住吉村、御影町及び魚崎町を廃し、その区域をもつて新たに神戸市東灘区を設置。
 " " " 城崎郡豊岡町、新田村、中筋村及び五荘村を廃し、その区域をもつて新たに豊岡市を設置。

市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更(続き)

昭和22年10月～昭和25年9月

昭和25年 6月 15日 加古郡加古川町、尾上村、平岡村、神野村及び野口村を廃し、その区域をもつて新たに加古川市を設置。

奈 良 県

昭和23年 1月 1日 北葛城郡高田町を大和高田市とする。
 24. 1. 1. 吉野郡高見村の一部を小川村に編入。
 " " " 南葛城郡吐田郷村と大正村との間に境界変更あり。
 " 5. 3. 吉野郡黒龍村の一部を秋野村に編入。
 " 6. 8. 磐城郡耳成村の一部を高市郡八木町に編入。
 25. 4. 1. 添上郡五ヶ谷村の一部を田原村に編入。
 " 5. 5. 生駒郡片桐村を片桐町とする。
 " 7. 1. 生駒郡伏見村を伏見町とする。

和 歌 山 県

昭和22年 10月 15日 日高郡由良村を由良町とする。

鳥 取 県

昭和23年 4月 1日 気高郡正条村を浜村町とする。

島 根 県

昭和22年 11月 3日 鹿足郡六日市村を六日市町とする。
 " " 15. 那摩郡大家村及び八代村を廃し、その区域をもつて新たに大代村を設置。
 " 12. 28. 八束郡恵曇村を恵曇町とする。
 " " " 邑智郡矢上村を矢上町とする。
 " " " 邑智郡柏淵村を柏淵町とする。
 23. 6. 15. 八束郡意東村の一部を能義郡荒島村に編入。
 " 9. 1. 篠川郡山口村の一部を塙田村に編入。
 " 10. 10. 八束郡法吉村を廃し、その区域を松江市に編入。
 24. 4. 29. 飯石郡頃原村を頃原町とする。
 25. 4. 1. 邑智郡川下村の一部を川越村に編入。
 " 5. 3. 篠川郡乙立村を廃し、その区域を塙田村及び朝山村に分割編入。

市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更(続き)

昭和22年10月～昭和25年9月

昭和25年 9月 21日 八束郡竹矢村及び乃木村を廃し、その区域を松江市に編入。

岡 山 県

昭和22年 12月 9日 児島郡福田村を福田町とする。
 23. 4. 1. 児島郡児島町、味野町、下津井町及び本荘村を廃し、その区域をもつて新たに児島市を設置。
 " " " 児島郡与除村の一部を都窪郡茶屋町に編入。
 " " " 吉備郡秦村の一部を下倉村に編入。
 " 10. 20. 和気郡英保村を英保町とする。
 24. 4. 1. 真庭郡勝山町の一部をもつて新たに月田村を設置。
 " " " 小田郡神島外村の一部をもつて新たに白石島村を設置。
 " " " 児島郡難崎村を難崎町とする。
 " 8. 1. 英田郡土居村を土居町とする。
 " 10. 1. 勝田郡湯郷村を湯郷町とする。
 25. 4. 1. 吉備郡箭田村を箭田町とする。
 " " " 和気郡本荘村を本荘町とする。
 " " " 川上郡手莊村を手莊町とする。
 " 6. 1. 後月郡井原町の一部を木之子村に編入。
 " " " 浅口郡里庄村を里庄町とする。
 " 9. 1. 児島郡粒江村を廃し、その区域を倉敷市に編入。
 " 10. 1. 上道郡財田村を財田町とする。

広 島 県

昭和22年 11月 3日 芦品郡駅家村を駅家町とする。
 23. 4. 15. 御調郡三浦村を廃し、その区域を三庄町及び中庄村に分割編入。
 " 12. 1. 雙三郡河内村の一部を三次町に編入。
 24. 4. 1. 豊田郡豊栄村を豊栄町とする。
 " " " 御調郡田熊村を田熊町とする。
 " " " 御調郡下川辺村を芦品郡に編入。
 " 7. 1. 芦品郡大正村の一部を神石郡高蓋村に編入。
 " 9. 1. 芦品郡福相村の一部を新市町に編入。
 " 10. 1. 高田郡秋越村及び市川村を廃し、その区域のうち市川村の一部を井原村に編入し、そ

市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更(続き)

昭和22年10月～昭和25年9月

- 他の区域をもつて新たに高南村を設置。
- 昭和25年 4月 1日 賀茂郡西条町の一部をもつて新たに寺西村を設置。
- 〃 " " 御調郡木之庄村の一部を市村に編入。
- 〃 " " 雙三郡酒河村の一部を神杉村に編入。
- 〃 " " 高田郡生桑村の一部を川根村に編入。
- 〃 " " 佐伯郡大野村を大野町とする。
- 〃 " " 高田郡粟屋村を雙三郡に編入。
- 〃 6. 10. 豊田郡戸野村の一部を賀茂郡造賀村に編入。
- 〃 " " 深安郡山野村の一部を広瀬村に編入。
- 〃 8. 1. 安芸郡坂村を坂町とする。
- 〃 9. 1. 高田郡甲立町の一部を雙三郡川地村に編入。
- 〃 10. 1. 御調郡向島西村を向島町とする。

山 口 県

- 昭和22年 11月 23日 山口市の一部をもつて新たに吉敷郡阿知須町を設置。
23. 6. 1. 厚狭郡生田村を埴生町とする。
24. 4. 1. 大津郡深川町の一部を仙崎町に編入。
- 〃 " " 熊毛郡高水村の一部を勝間村に編入。
- 〃 8. 1. 徳山市の一部をもつて新たに都濃郡富田町を設置。
- 〃 9. 1. 徳山市の一部をもつて新たに都濃郡福川町を設置。
- 〃 11. 1. 山口市の一部をもつて新たに吉敷郡小郡町を設置。
25. 4. 1. 熊毛郡周防村の一部を勝間村に編入。

徳 島 県

- 昭和22年 11月 3日 板野郡松島村を松島町とする。
23. 6. 1. 海部郡赤河内村の一部を日和佐町に編入。
24. 4. 1. 美馬郡貞光町の一部を岩倉村に編入。
25. 1. 1. 美馬郡東祖谷山村及び西祖谷山村を三好郡に編入。

香 川 県

- 昭和24年 1月 1日 三豊郡觀音寺町の一部をもつて新たに伊吹村を設置。

市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更(続き)

昭和22年10月～昭和25年9月

- 愛媛県**
- 昭和23年 4月 1日 喜多郡肱川村の一部を大川村に編入。
- 〃 " " 宇摩郡金生村を金生町とする。
- 〃 11. 3. 南宇和郡内海村の一部をもつて新たに南内海村を設置。
- 〃 " " 南宇和郡内海村の一部を御莊町に編入。
25. 10. 1. 宇摩郡三島町の一部をもつて新たに松柏村を設置。
- 高知県**
- 昭和22年 11月 3日 豊多郡三崎村を三崎町とする。
23. 4. 1. 香美郡大忍村を廃し、その区域をもつて新たに香宗村、徳王子村、山南村及び富家村を設置。
- 〃 " " 倭多郡大正町の一部を高岡郡塩川町に編入。
24. 4. 1. 高岡郡新宇佐町の一部をもつて新たに新居村を設置。
- 〃 " " 高岡郡新宇佐町を宇佐町とする。
25. 4. 1. 高知市と吾川郡弘岡中ノ村との間に境界変更あり。
- 〃 " " 吾川郡弘岡中ノ村と八田村との間に境界変更あり。
- 〃 " " 土佐郡宇治村と吾川郡弘岡中ノ村との間に境界変更あり。

福岡県

- 昭和23年 1月 1日 朝倉郡夜須村の一部を嘉穂郡内野村に編入。
- 〃 4. 1. 八女郡横山村の一部を上広川村に編入。
- 〃 7. 1. 八女郡横山村の一部を北川内村に編入。
- 〃 9. 10. 企救郡東谷村を廃し、その区域を小倉市に編入。
- 〃 " " (同上により企救郡を廃す。)
- 〃 10. 1. 八女郡光友村の一部を串毛村に編入。
24. 9. 1. 三潴郡荒木村を荒木町とする。
- 〃 " " 小倉市の一一部を京都郡椿市村に編入。
25. 4. 1. 粕屋郡多々良村を多々良町とする。
- 〃 " " 朝倉郡小石原村の一部を宝珠山村に編入。
- 〃 10. 1. 筑紫郡大野村を大野町とする。

佐賀県

- 昭和23年 10月 1日 東松浦郡久里村の一部を相知町に編入。

市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更(続き)

昭和22年10月～昭和25年9月

- 昭和23年 10月 1日 東松浦郡久里村の一部を鏡村に編入。
24. 4. 1. 小城郡北多久村を北多久町とする。

長崎県

- 昭和22年 11月 3日 壱岐郡田河村を田河町とする。
23. 10. 1. 西彼杵郡高島村を高島町とする。
" 12. 1. 対馬島豊崎村を豊崎町とする。
24. 1. 1. 北松浦郡調川村を調川町とする。
" 4. 1. 西彼杵郡黒瀬村を黒瀬町とする。
" 7. 1. 西彼杵郡黒瀬町を大島町とする。
" 8. 1. 南高来郡愛野村を愛野町とする。
" " 北松浦郡平村を平町とする。
25. 4. 1. 西彼杵郡福田村の一部を長崎市に編入。
" 5. 3. 北松浦郡小佐々村を小佐々町とする。

熊本県

- 昭和23年 4月 1日 天草郡早浦村及び龜浦村を廃し、その区域をもつて新たに二浦村を設置。
" " " 阿蘇郡小峯村を上益城郡に編入。
24. 4. 1. 薮北郡水俣町を水俣市とする。
" 9. 1. 飽託郡三和町の一部をもつて新たに池上村を設置。
25. 5. 1. 飽託郡三和町を廃し、その区域をもつて新たに城山村及び高橋村を設置。
" 7. 1. 八代市の一部をもつて新たに八代郡郡築村を設置。

大分県

- 昭和23年 1月 1日 速見郡由布院村を由布院町とする。
" 4. 1. 直入郡長湯村を長湯町とする。
" 7. 1. 大分郡石城川村の一部を由布川村に編入。
24. 4. 1. 大野郡野津市村を野津市町とする。
" " " 大野郡野津市町を野津町とする。
25. 1. 1. 速見郡由布院町を大分郡に編入。
" " " 北海部郡川添村を大分郡に編入。
" " " 大野郡今市村を大分郡に編入。

市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更(続き)

昭和22年10月～昭和25年9月

- 昭和25年 1月 1日 直入郡阿蘇野村を大分郡に編入。
" " " 大野郡重岡村及び小野市村を南海部郡に編入。
" 4. 1. 北海部郡臼杵町及び海辺村を廃し、その区域をもつて新たに臼杵市を設置。
" 9. 1. 直入郡竹田町の一部をもつて新たに豊岡村を設置。

宮崎県

- 昭和23年 4月 1日 西諸県郡野尻村の一部をもつて新たに紙屋村を設置。
" " " 東諸県郡高岡町の一部を宮崎郡田野村に編入。
" " " 東臼杵郡西郷村の一部を南郷村に編入。
" 5. 3. 南那珂郡吾田村を吾田町とする。
" " " 北諸県郡三股村を三股町とする。
" 9. 15. 東諸県郡高岡町の一部を宮崎郡田野村に編入。
24. 1. 1. 西諸県郡紙屋村の一部を野尻村に編入。
" 4. 1. 西臼杵郡諸塙村及び椎葉村を東臼杵郡に編入。
" " " 東諸県郡木脇村と八代村との間に境界変更あり。
" " " 児湯郡都於郡村の一部を東諸県郡木脇村に編入。
" " " 児湯郡都於郡村の一部を東諸県郡八代村に編入。
" 5. 1. 北諸県郡志和池村の一部を高城町に編入。
" 11. 1. 宮崎郡広瀬村と那珂村との間に境界変更あり。
" " " 児湯郡高鍋町と川南村との間に境界変更あり。
25. 1. 1. 南那珂郡飽肥町、吾田町、油津町及び東郷村を廃し、その区域をもつて新たに日南市を設置。

鹿児島県

- 昭和22年 10月 15日 肝属郡姶良村を吾平町とする。
" 11. 3. 姶良郡溝辺村の一部を加治木町に編入。
23. 9. 1. 揖宿郡今和泉村の一部をもつて新たに利永村を設置。
" 10. 1. 薩摩郡入来村を入来町とする。

市町村の廃置分合、境界変更及び名称変更(続き)

昭和 22 年 10 月～昭和 25 年 9 月

- 昭和 23 年 11 月 1 日 姶良郡日当山村の一部を隼人町に編入。
24. 2. 1. 薩摩郡大村の一部をもつて新たに中津川村を設置。
- " 4. 1. 薩摩郡下飯村の一部をもつて新たに鹿島村を設置。
- " " " 出水郡三笠村の一部をもつて新たに江内村を設置。
- " 9. 1. 川辺郡枕崎町を枕崎市とする。
25. 4. 1. 沢属郡根古町の一部を田代村に編入。
- " " " 姶良郡霧島村の一部をもつて新たに東襲山村を設置。
- " " " 姶良郡霧島村の一部を日当山村に編入。
- " " " 川辺郡川辺町の一部を勝目村に編入。
- " 8. 1. 出水郡米ノ津町の一部を高尾野町に編入。
- " " " 掬宿郡頬娃村を頬娃町とする。
- " 10. 1. 日置郡串木野町を串木野市とする。
- " " " 鹿児島郡伊敷村及び東桜島村を廃し、その区域を鹿児島市に編入。